

改正後	現行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1 要綱の第3の1の(2)の「農村振興局長が定めるところ」とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業実施年度において、要綱第3の1の(1)により当該都道府県が造成した基金の運用によって生ずる果実（以下「運用益」という。）として見込まれる額（以下「運用益予定額」という。）が事業実施前年度の3月末日の基金元本の額（以下「前年度元本」という。）の<u>5%</u>の額（以下「平準化運用基準額」という。）を下回る場合にあっては、平準化運用基準額から運用益予定額を差し引いた額を上限として基金元本の一部を、棚田基金事業の実施に係る経費に充てることができるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 要綱第3の1の(3)の「基金の管理」については、要綱第3の1の(1)により造成した基金と中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（<u>平成5年4月1日付け5構改D第213号農林水産事務次官依命通達</u>）に定める中山間ふるさと・水と土保全対策事業の実施に係る経費に充てるために都道府県が造成した基金について、経理を区分して運用及び活用を行う場合に、都道府県において一つの基金として管理することができるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第3 指導推進</p> <p>1 要綱第5の「局長が別に定める事業等」とは、<u>農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別表3の1の第1の1（6）及び2の第1の1（1）</u>に基づき実施する事業及び方針等に沿って市町村等が必要に応じて講じる棚田等の保全・利活用の支援を目的とした措置（以下「棚田支援措置」という。）とする。</p> <p>2 棚田基金事業の実施については、<u>農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領別記3の別表3の1の第1の1（6）及び2の第1の1（1）</u>に基づき実施する事業を実施中あるいは実施済である市町村及び棚田支援措置を講じているあるいは講じようとする市町村において優先的に実施するよう配慮するものとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 保全活動支援事業の様式について</p> <p>次に掲げる申請書等の参考様式は、別紙のとおりとする。</p> <p><u>1～4</u> (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>別記様式第1号（要綱第3関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1 要綱の第3の1の(2)の「農村振興局長が定めるところ」とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業実施年度において、要綱第3の1の(1)により当該都道府県が造成した基金の運用によって生ずる果実（以下「運用益」という。）として見込まれる額（以下「運用益予定額」という。）が事業実施前年度の3月末日の基金元本の額（以下「前年度元本」という。）の<u>3%</u>の額（以下「平準化運用基準額」という。）を下回る場合にあっては、平準化運用基準額から運用益予定額を差し引いた額を上限として基金元本の一部を、棚田基金事業の実施に係る経費に充てることができるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 要綱第3の1の(3)の「基金の管理」については、要綱第3の1の(1)により造成した基金と中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（<u>平成5年4月1日付け5構改D第213号農林水産事務次官依命通達</u>。）に定める中山間ふるさと・水と土保全対策事業の実施に係る経費に充てるために都道府県が造成した基金について、経理を区分して運用及び活用を行う場合に、都道府県において一つの基金として管理することができるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第3 指導推進</p> <p>1 要綱第5の「局長が別に定める事業等」とは、<u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号大臣官房長通知）別表の2の要件類別2.4</u>に基づき実施する事業及び方針等に沿って市町村等が必要に応じて講じる棚田等の保全・利活用の支援を目的とした措置（以下「棚田支援措置」という。）とする。</p> <p>2 棚田基金事業の実施については、<u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表の2の要件類別2.4</u>に基づき実施する事業を実施中あるいは実施済である市町村及び棚田支援措置を講じているあるいは講じようとする市町村において優先的に実施するよう配慮するものとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 保全活動支援事業の様式について</p> <p>次に掲げる申請書等の参考様式は、別紙のとおりとする。</p> <p><u>(1)～(4)</u> (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>別記様式第1号（要綱第3関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p>

改正後

年度中山間ふるさと・水と土保全推進事業基金元本増減及び事業実施に係る経費等の計画について

(略)

記
別紙のとおり

別紙
1. 基金元本増減計画

(単位：円)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	/		/	/	
(略)					

2. 運用益の支出計画

(単位：円)

(略)	(略)	(略)

3. 事業実施に係る経費の支出計画

(単位：円)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				

4. (略)
(注)
(略)

別記様式第2号(要綱第3関係)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事名

年度中山間ふるさと・水と土保全推進事業基金元本増減及び事業実施に係る経費等の計画の変更について

年 月 日付け第 号で提出した標記計画を下記のとおり変更したので、中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱第3の3の(2)の規定に基づき、報告します。

記
別紙のとおり

別紙
1. (略)

現行

平成 年度中山間ふるさと・水と土保全推進事業基金元本増減及び事業実施に係る経費等の計画について

(略)

記
別紙のとおり

別紙
1. 基金元本増減計画

(単位：千円)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	/		/	/	
(略)					

2. 運用益の支出計画

(単位：千円)

(略)	(略)	(略)

3. 事業実施に係る経費の支出計画

(単位：千円)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				

4. (略)
(注)
(略)

別記様式第2号(要綱第3関係)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事名

平成 年度中山間ふるさと・水と土保全推進事業基金元本増減及び事業実施に係る経費等の計画の変更について

平成 年 月 日付け第 号で提出した標記計画を下記のとおり変更したので、中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱第3の3の(2)の規定に基づき、報告します。

記
別紙のとおり

別紙
1. (略)

改正後					
2. 変更に係る基金元本増減 (単位：円)					
(略)	(略)		(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)					
3. 変更に係る運用益の収支計画 (単位：円)					
(略)		(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4. 変更に係る支出計画 (単位：円)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)					
5. (略) (注) (略)					
別記様式第3号(要綱第3関係)					
			番 号		
			年 月 日		
農林水産大臣 殿					
			都道府県知事名		
年度中山間ふるさと・水と土保全推進事業基金元本増減及び事業実施に係る経費等に関する実績報告					
(略)					
記 別紙のとおり					
別紙					
1. 基金元本増減 (単位：円)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	/		/	/	
(略)					

現行					
2. 変更に係る基金元本増減 (単位：千円)					
(略)	(略)		(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)					
3. 変更に係る運用益の収支計画 (単位：千円)					
(略)		(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4. 変更に係る支出計画 (単位：千円)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)					
5. (略) (注) (略)					
別記様式第3号(要綱第3関係)					
			番 号		
			年 月 日		
農林水産大臣 殿					
			都道府県知事名		
平成 年度中山間ふるさと・水と土保全推進事業基金元本増減及び事業実施に係る経費等に関する実績報告					
(略)					
記 別紙のとおり					
別紙					
1. 基金元本増減 (単位：千円)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	/		/	/	
(略)					

改正後					現行				
2. 運用益の支出					2. 運用益の支出				
(単位：円)					(単位：千円)				
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
3. 事業実施に係る経費の支出					3. 事業実施に係る経費の支出				
(単位：円)					(単位：千円)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					(略)				
(注)					(注)				
(略)					(略)				

附 則

この通知は、令和5年4月3日から施行する。